

住 宅 防 火 情 報

～ 住宅用火災警報器を設置しましょう ～

第7号 (H22.3)

消 防 庁 予 防 課

住宅用火災警報器（住警器）の普及に向けた取組

消防庁に寄せられた住警器普及に向けた取組を紹介します。

★『ヒーロー』による住宅用火災警報器設置促進活動★

福島県のいわき市消防本部では、設置率向上のため「住警器マン」の力を借りて、普及活動に力を入れています。

いわき市消防本部に、住警器の設置促進を図るため、新たなヒーローがやってきました。

その名は「消防戦士 住警器マン」。今後は、彼がその仕事に一役買って出てくれます。

昨年11月、いわき産業祭で初お目見え。宿敵である「寝タバコマン」との対決では「お前の悪事は天井からすべてお見通しだ」と警報ブザーで撃退。会場に駆けつけた市民には「まだのおうちは早くつけてね」と呼びかけました。



寝タバコマンをやっつける住警器マン



我らのヒーロー、住警器マン！

「住警器マン」は、いわき市内で行われる行事等を聞きつけては出動し、住警器の設置促進へ向けての一役を担います。

※ いわき市消防本部のホームページで公開中

<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/shobo/4499/007584.html>

★住宅用火災警報器設置促進の取組★

設置率100%を目指し、積極的な取組を展開している東京消防庁・千住消防署の事例を紹介します。

1 共同購入の強力な推進

町会・自治会ごとの共同購入による設置を促進してきた結果、約半年で、管内36町会中30町会で11,000個の共同購入が実施されました。しかし、共同購入を実施した町会役員から、「注文の取りまとめや集金等に手間がかかった。」という意見が出たことをうけ、注文の取りまとめから商品の配布までを一括して請け負うよう管内の販売事業者と調整し、町会役員に負担のかからない共同購入を実現しました。共同購入を検討中の町会に対し、取組内容を紹介したり、管内業者による展示即売会を行ったりと、町会役員の負担を減らし積極的に共同購入を実施してもらえるように工夫を凝らしています。



《住警器の展示即売会》

千住消防署管内では、町会役員等の意見から、共同購入の注文の集計や集金、商品の配布等の手間を省く、「展示即売方式」の共同購入を推進しています。役員は、日時と場所、購入できる機種と価格を回覧するだけで、後は委託した業者がすべて行います。

H21年11月22日に展示即売会を実施した柳原西町会（775世帯）では、152世帯から452個の購入がありました。

2 住警器設置促進月間

昨年10月に実施した千住消防署独自の設置状況調査では、管内の戸建住宅等の設置率は約60%でしたが、未だに約4割の世帯が未設置であることから、設置義務化まで残り4か月となる12月を「住警器設置促進月間」と定め、更なる設置促進を図り、設置率100%を目指し各種取組を展開しました。（東京消防庁管内、H22年4月1日義務化）

設置促進月間初日である12月1日には、管内の主要新聞で15,000部の折り込みチラシを配布しました。配布したチラシは、未設置理由に対する反証を解説し、未設置者の設置意欲を向上させる内容となっています。

また同日は、一面に住警器の広報が掲載された「広報東京都」も各紙に折り込まれたことから、区の給付事業等への問い合わせが20件以上寄せられるなど大きな反響がありました。



住宅用火災警報器（住警器）の奏功事例

平成 21 年 7 月-平成 22 年 2 月の間、消防庁に寄せられた住警器の奏功事例（情報）

事例件数 84 件

【火災に早く気づき、命を取り止めることができた事例】

- 居住者が 2 階寝室で就寝中、住警器の鳴動で目が覚め、1 階子供部屋から煙が出ているのを発見した。水道ホースを使用して初期消火し、119 番通報した。（青森県上北郡）
- 居住者が 2 階寝室で就寝中、寝室に設置していた住警器が鳴動し、1 階の物置部屋から炎が出ているのを発見した。炎の勢いが激しいため初期消火は断念し、119 番通報した。（広島県広島市）
- 居住者が就寝時に、電気ストーブを消し忘れたため、電気ストーブの近くにおいてあった毛布に着火した。住警器の鳴動に気づき初期消火し、119 番通報した。（愛知県蒲郡市）
- 居住者が 2 階で就寝中、1 階居間に設置していた住警器の鳴動に気づいた。階段を下り居間の戸を開けたところ、煙が噴出したため、直ちに就寝中の家族に火災を知らせ、水道ホースを使用して初期消火を行うと伴に、駆けつけた近隣住民に 119 番通報を依頼した。（青森県三戸郡）
- 居住者が就寝時に、ハロゲンヒーターを消し忘れたため、輻射熱によりそばに置いてあった紙袋に着火した。寝室に設置していた住警器の鳴動に気づき、水バケツにて初期消火をし、119 番通報した。（埼玉県さいたま市）
- 居住者が石油ストーブのタイマーをセットし就寝したところ、居間に設置していた住警器の鳴動で目が覚め、石油ストーブの上に洗濯物が落下し炎上しているのを発見した。石油ストーブのスイッチを切り、屋外に出て携帯電話で 119 番通報した。（青森県上北郡）

【早く気づき、火災発生または拡大に至らなかった事例】

- 居住者が調理中のガスコンロを放置したため、煙が発生し、居間に設置されていた住警器が鳴動した。警報音に気づき、水道水で初期消火し、119 番通報した。（埼玉県さいたま市）

- 居住者がガスコンロを使用中、その場を離れて庭先で洗濯物を干していたところ、住警器が鳴動した。台所に戻ると、グリルの火が魚及び燃えかす等に着火し、ガスコンロ及びガスホースを焼損し炎と煙が出ていたため、１１９番通報した。（秋田県鹿角市）
- 居住者（７０代）が天ぷら油の入った鍋で揚げ物をするために、ガスコンロを点火したが、そのことを忘れて電話をしていたところ、階段部分に設置していた住警器が鳴動した。天ぷら鍋から炎が出ているのに気づき、１１９番通報した。（新潟県新潟市）
- 風呂場前の廊下に設置していた住警器が作動した。居住者が風呂場を確認すると、浴槽の水は少なくなっており、煙が充満していた。急いで風呂釜のスイッチを切り、１１９番通報した。（岩手県奥州市）
- 居住者（６０代）が１階居室で喫煙後、その妻が灰皿の吸い殻をくず入れ（紙袋）に捨てたため、紙くずに着火し、２階廊下に設置していた住警器が鳴動した。異常に気づき建物内を確認したところ、火災を発見した。近隣の知人に１１９番通報を依頼するとともに、初期消火を行い、１１９番通報した。（兵庫県豊岡市）
- 居住者（８０代）が、台所のガスコンロに鍋をかけ、火を消さずにその場を離れてしまったため、鍋が過熱されて発煙し、住警器が鳴動した。警報音と煙に気づき、ガスコンロのスイッチを切り、１１９番通報した。（福島県会津若松市）
- 居住者（６０代）が夕食の準備のため、ガスコンロに天ぷら鍋をかけている最中に、来客があり玄関で１０分程度会話していたところ、台所の天井に設置していた住警器が鳴動した。天ぷら鍋から炎が上がっていることを発見し、来客に１１９番通報をするように伝え、初期消火をした。（新潟県佐渡市）
- 居住者がブレーカーの遮断と住警器の鳴動に気付き確認したところ、電気機器から出火しているのを発見した。初期消火を実施し、隣人に１１９番通報を依頼した。（埼玉県さいたま市）
- 居住者（７０代）が１階台所で天ぷらを揚げた後、１５分程度その場を離れ、台所に設置していた住警器が鳴動した。台所のに行ってみるとガスコンロ付近の壁が燃えていたため、水道水をかけて初期消火し、１１９番通報した。（青森県平川市）

- 居住者（60代）が2階の寝室に石油ストーブをつけたまま1階の食堂でテレビを見ていたところ、階段に設置していた住警器が鳴動した。2階を確認したところ、寝室の石油ストーブの上に落下した洗濯物が燃えているのを発見した。すぐに119番通報し、隣に助けを求めた。（福島県郡山市）

【隣人が警報音に気づき、火災発生に至らなかった事例】

- 居住者が鍋をコンロにのせ点火し、そのまま外出したため、過熱された鍋から発煙し、住警器が鳴動した。隣室の居住者が鳴動に気づき確認したところ、当該住居から煙が出ていた。ノックしたが反応がないため119番通報した。（愛知県豊田市）
- 居住者が台所のガスコンロに鍋をかけ、点火したまま外出したため、過熱された鍋から発煙し、台所に設置していた住警器が鳴動した。付近住民が警報音を聞いて駆けつけ、台所からの煙を確認し、119番通報した。（青森県下北郡）
- 居住者（60代）が、台所でガスコンロに鍋をかけたまま外出したため、過熱された鍋から発煙し、台所に設置していた住警器が鳴動した。警報音に気づいた隣人が119番通報した。（福島県会津若松市）
- 居住者がガスコンロに鍋をかけ、火をつけたまま外出したため、加熱された鍋から発煙し、居室内に設置されていた住警器が鳴動した。警報音に気づいた隣人が119番通報した。（埼玉県さいたま市）
- 自宅でテレビを見ていたところ、外から住警器の警報音が聞こえた。外に出てみると、隣家の台所から白煙が出ているのを発見した。居住者は留守であったため、119番通報するとともに、施錠されていなかった勝手口より台所に入り、ガスコンロの火を止めた。（山形県山形市）

—— 住宅用火災警報器（住警器）の悪質訪問販売等の事例 ——

これまでに消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案は132件となりました（[別添1参照](#)）。依然、被害が全国的に発生しており、引き続き注意が必要です。

平成21年7月-平成22年2月の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案（情報）
事案件数8件

【設置しなければならないと脅迫する手口】

- 30代から40代くらいの男性2名が訪れ、1名が住警器を設置しなければならないなくなったと居住者に話しかけている間に、もう1名が部屋数を確認し、居住者の了承を得ずに勝手に住警器を設置し始めた。途中、不審に思い、車のナンバーを確認するために外に出ようとしたが、すぐに制止され、話をしている30分程度の間に設置が完了し、男性2名は領収証を渡さず、現金を受け取って帰った。（福岡県飯塚市）
- 男性1名が訪れ、「消防の方から来ました。住警器を取り付けなくてはならない。消防の査察で住警器を取り付けていないと摘発される。」と言ってきた。居住者が断ると、その場から立ち去った。（広島県広島市）

【消防署からの委託で来たと偽る手口】

- 「消防署からの委託を受けて、住警器の戸別訪問販売を行っている。」と断った上で、「義務化になったので設置しなければならない。」と言って、取付け工賃含め1個1万円で住警器を設置しようとした。不自然に感じ、また1個1万円は高いと思い断ったところ、すぐに帰っていった。（福岡県飯塚市）

【消防職員だと偽りとりつけようとする手口】

- 作業服姿の30代男性1名が訪れ、居住者（80代）に「消防署の者だが住警器の点検にきた。」と言い、家に上がりこみ、部屋を見て周り「台所は設置しているが、あと5個必要。」と言って、6万5千円を要求。居住者がある場で払うと、男性は「近所で工事をしているので終わってから取付けにくる。」と言って立ち去り、そのまま戻らなかった。（北海道札幌市）
- 「消防署の方から来た」と男性2名が訪れ、住警器の設置個数を調べるからと住居内に入り、「住警器は2個必要です。」と10,900円を請求され支払った。男性2名は住警器を取付けず、釣り銭を取りに行くと言ってそのまま立ち去った。（北海道紋別郡）

★【悪質訪問販売のよくある手口】★

- ・ 「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる。
- ・ 「消防署（または市役所）から来ました。」と嘘をついてだます。
- ・ 強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつける。 等

★【不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・】★

クーリング・オフ制度

住警器の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められている（住警器の訪問販売については8日間）。

※詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

(国民生活センターURL:<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>)

住宅防火対策推進の取組に関する情報をお寄せ下さい。

【連絡・送付先】

消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail yobouka-y@soumu.go.jp